TK正人の業界コラム･･･【左目は千里眼】(2018 年 03 月 19 日)

タイトル～＜3月14日～【高射幸性スロット機】の設置比率自粛案について＞

■突然提示された「高射幸性スロット機＝15%」自粛案。

3月14日(水曜日)開催された「全日遊連・全国理事会開催」にて、執行部から【協議事項】として、【高射幸性回胴式遊技機の今後の取扱いに関する案】が提示された。･･･との事です。その案が、まず【平成31年1月31日までに、スロット設置台数の15%以下】と言う突然の提示案に、多くの方が驚きを隠せなかったと思います。
個人的な感想でも正直なところ･･･『えっ！？突然･･･何！？』と言う感想なのですが、その案自体が『なぜ今提示されたのか？』、『なぜその数値なのか？』と言う観点から、全く根拠が見当たりませんでした。
･･･とは言え、現実は「案が提示された」事には変わりない。そのあたりを検証してみようと思います。

■「高射幸性機＝0%」への経過案。

以下の案は、あくまでも「執行部案」であって、現在では『まだ、決定案権では無い』事が大前提である。

① 平成31年1月31日迄 ⇒設置台数の15%以下･･･(※規則改正から1年経過)
② 平成32年1月31日迄 ⇒設置台数の 5%以下･･･(※中心機種は、平成31年の12月頃には認定切れ)
③ 平成33年1月31日迄 ⇒設置台数の 0%に ･･･(※この時点で、全機種が検定・認定切れになる)

『あくまでも執行部案である』とは言え、唐突感は拭えないのもまた現実でもありますね。

■「新基準に該当しない遊技機」とは異なる。

理解する上で重要な事は、現状の【30%自主規制】は、あくまでも【新基準に該当しない遊技機】であって、特段に『「高射幸性遊技機」と言う機種限定では無い』と言う事。その上で、今回提示の自粛案は【高射幸性スロット】を限定している事ですので、お間違えの無きよう願います。

ではその【高射幸性スロット機】の占有率は、『現在どのような推移をしているのか？』を検証。

2018年「3月時点」での、【高射幸性スロット機】の台数試算

全国総設置台数	新基準に該当しない回胴式遊技機		特段の高射幸性機	
	設置台数	占有率/総台数	設置台数	占有率/総台数
1,700,000	459,000	27%	340,000	20%
			※旧基準内占有率	74%

現在の試算では、このような「設置台数」と、「その比率」になっていると想定されます。
全国「170万台」(･･･と想定される)の内、現在の自粛案【30%】は、『平均的にはクリアされている』と判断。
その内の「約 75%程度」が、いわゆる【高射幸性機】に該当し、全国総台数の比率では「約20%」と推測されます。

その【高射幸性スロット機】も、「検定切れ」「認定切れ」を含み、自然的な撤去動向を踏まえると･･･
全日遊連も日電協も、「平成31年1月31日･･･総設置台数の17．6%」･･･との予測数値を算出しているようです。
ちなみにその後は、「平成32年1月31日･･･総設置台数の7%」･･･との予測数値のようです。
つまり、現状から『あと【5%】に該当する台数を撤去して欲しい』･･･と言う事になります。

■「5%」の台数の懸念。

「全国設置総台数の5%」となると、台数換算では【8万5千台】。全台が「新台入替」になると・・・
「1台＝45万円」×「8万5千台」＝「382億5千万円」と、こりゃまた凄い金額ですね。・・・とは言え、今後「8か月間」で＜1店舗＝500万円×7，600店舗」に該当する総額ですから、まぁ『十分にあり得る金額』とも言えますかねぇ（汗

さておき次に、**「極論的な台数シミュレーション」**をしてみましょう。
【1案】は＜素直に減台撤去＞。【2案】は＜総台数増台で台数維持＞。【3案】は＜その中間の手法＞とします。

【現在の想定】

スロット設置台数	新基準に該当しない回胴式遊技機	
	全種別＝30%	（内）高射幸＝20%
400	120	80

【1案】～＜素直に減台撤去＞

スロット設置台数	新基準に該当しない回胴式遊技機	
	全種別＝25%	（内）高射幸＝15%
400	100	60

【2案】～＜高射幸性機の台数維持する為に、総台数増台＞

スロット設置台数	新基準に該当しない回胴式遊技機	
	全種別＝22．5%	（内）高射幸＝15%
533	120	80

【3案】～＜高射幸性機＝10台減台で、15%に調整＞

スロット設置台数	新基準に該当しない回胴式遊技機	
	全種別＝23．6%	（内）高射幸＝15%
466	110	70

「現状の稼働状況を鑑みて」の現実論としては、『総台数の増台での比率調整案は無理』・・・ですね（汗
たった20台・10台を維持する為に、**『その増台投資は見合わない』**との判断。**よって「減台撤去」の方向性**か！？

■＜私感＞・・・そもそも、『なぜ今、その数値に拘るのか？』。

その背景にはどうしても、**『【ギャンブル等依存症対策基本法】への着手が間近である』**と妄想せざるを得ません。
つまり、現在の主導権が、「警察行政が・・・」では無く「政治が・・・」の方向性になっている事は、周知の現実かと思われます。そんな大きな流れの中で、それを**『受け入れるのか？』、それとも『拒絶するのか？』**は、パチンコ業界において、**『今を見るのか？』、それとも『未来存続を考えるのか？』の分岐点**に差し掛かっているのかもしれません。

元々「行政側」は、『**平成30年（今年）12月1日に0%**と言う考えはあった』と思います。しかしそれに対し、全日遊連側は**『認定期間中の設置使用を求めてきた』**ものと、私は思っています。ですが、今後の「カジノ実施法案の今国会提出」と、その前に「ギャンブル等依存症対策基本法案の成立」を鑑みると、【依存症対策＝低射幸性化】の定義がある以上、それなりの業界の協調と、それに伴う自粛の可能性に対して、一応の想定はしていました。

しかしながら、**「平成31年（来年）の秋～冬」にかけて、設置の中心となっている『高射幸性機も「認定切れ」を迎える』**事もあり、『風営法上の規則に準じて・・・』の概念から、【認定切れで撤去】の流れになると推測していた上に、併せ、「新規則に準ずるスロット機（※低射幸性化と言う定義）のリリース」に対して、**メーカー側としても『稼働貢献力の高い機種の開発には、それなりの時間が必要となる』と推測**されている以上、「ホール営業の未来を鑑みる」と言う観点から、『法に準じた自然撤去のままでの推移が妥当』と感じていました。無論、メーカー側の遊技機開発も、『それなりに、開発時間の確保が可能となる』事も、ホールにとっては必要な時間だと思っています。
・・・とは言え、**『たった5%なのか？』それとも、『されど5%なのか？』**。今後の推移は見守る必要があるでしょう。

ちなみに・・・【最終決議】は、1か月後の**「4月24日開催(予定)の全日遊連の理事会」**と聞き及んでいます。

＜このコラムは、*フリーコンテンツ* に該当しております。情報共有可としますが、転載・改ざん等はお控えください＞
＜また、文章・資料等の所有権は、「有限会社トータル・ノウ・コネクションズ」に帰属いたします＞

TKC～【法人セミナー】のご案内

「TK髙橋の千里眼セミナー」ですが、基本的に「単一法人様での勉強会」となります。
各法人様の意向を踏まえ、内容はカスタマイズさせて頂きます。
※組合様等の場合、内容にて摺り合せが必要な場合がございますので、ご相談させて頂く事となります。

＜日　時＞:ご依頼会社様の希望とのご相談の上、決定させて頂きます
＜場　所＞:ご依頼会社様にて、手配をお願い致します。
※関西エリアにおいては「大阪元町・スリーストン大阪営業所」開催は可能（概ね15名まで）
＜時　間＞:「1日＝4～5時間」が基本となります。（休憩含む拘束時間です）
＜費　用＞:基本価格～「1開催＝15万円」となります。（※只今、「TKC会員様＝10万円」となります）
＜内　容＞:ご依頼会社様とのご相談の上決定させて頂きます。
※基本的に、「業界情報」・「パチンコ運用」・「店舗全体運営」の内容が中心となります。
※**「業界動向セミナー」**は、随時必要なタイミングにての開催を推奨いたします。
※**「パチンコ運用セミナー」**は、2回～3回（月1回）の連続開催を推奨いたします。
＜その他＞:交通費（長野県長野市から）・宿泊費は別途請求となりますのでご了承くださいませ。

～＜セミナーのカスタマイズ＞について～
⇒【勉強会開催において、多岐に渡るセミナー内容を同時開催したい場合】等。
弊社内容の他、「スロット運用」・「マーケティング情報」等々、内容のご希望がありましたらご相談下さい。
同日（または別日）、別コンテンツの専門的講師の推薦紹介させて頂き、同時（別日）開催となります。
（※この場合、別途講師費用と諸経費が加算されますので、ご了承くださいませ）

＜お問い合わせ＞
弊社代表「髙橋正人」まで、ご連絡下さいませ。
【メールアドレス】:info@tkc-g.jp
【電話連絡】:（会社）026-256-9677　（携帯）090-3063-1757

****
有限会社　トータル・ノウ・コネクションズ
住所：長野県長野市南堀５３０－５
TEL：026-256-9677　FAX：026-256-9688
ホームページ　http://www.tkc-g.jp
メールアドレス　info@tkc-g.jp
****